

よくある質問（FAQ）

1. 誰がこの補助金を受け取ることができるのですか？

補助対象は府からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症入院患者等（以下、「感染症入院患者」という。）を受け入れる医療機関です。そのため、申請は医療機関が行うこととなります。医療機関の設置者は民間・公立等問いません。

（医療機関が宿泊施設等を借上げるために要する費用が対象経費となります。このため、医療機関と宿泊施設等が借上げ契約を締結していることが要件となります。）

2. 補助額はいくらですか？

医療機関が宿泊施設等を借上げるために要する費用が対象となります。ただし、1室あたり日額4,000円を上限とし、かつ、病床数に応じた室数上限があります。

3. 対象の期間はいつからいつまでですか？

対象期間の始期は、各医療機関において医療従事者のため宿泊施設を借り上げた日からとなります。（ただし、府から病床確保の要請を受けた日以降かつ令和2年4月1日以降に限ります。）

終期は未定です。

4. 対象期間の終期は未定とのことですが、施設の借り上げを行う限り、永続的に補助が行われるのですか？

現時点では期間を限定せず交付します。終期については今後の状況に応じて判断することとなります。

5. 対象となる期間について申請期限はありますか？

毎月、申請月の前月20日までに申請を行ってください。

6. 借上げた宿泊施設等に宿泊できるのは誰ですか？

感染症入院患者の対応のため業務が深夜に及んだ医療従事者や、基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である医療従事者などが対象となります。なお、医療従事者とは感染症入院患者に直接接して治療や看護等を行っている方のことで、医師や看護師のほか臨床工学技士等も含まれます。また常勤、非常勤を問いません。

7. 職員が個人で確保したホテルに宿泊した場合（職員本人が立て替え、後から医療機関が補填する場合も含む。）、本事業の補助対象となりますか。

補助対象外となります。

8. 医療機関所有の宿泊可能な施設がある場合（職員寮を含む）、本事業の補助対象となるのか。

自院で所有している宿泊施設等については、補助対象外となります。

9. 大阪府民でなくても（府外在住）、対象となるのですか？

対象の医療従事者の居住地は問いません。

大阪府内の感染症入院患者を受け入れる医療機関にて、感染症入院患者に直接接する治療等を行う医療従事者であれば、居住地にかかわらず対象となります。

10. 対象月において、新型コロナウイルス感染症入院患者の受入実績がない場合でも、宿泊施設との契約上、借上げ費用が発生する場合は対象となるのか。

上記場合でも、新型コロナウイルス感染症対応に従事する医療従事者のために借り上げている宿泊施設において、契約上、費用が発生する場合は本補助事業の対象となります。

11. コロナ患者に対応していない医療従事者が、医療機関が借り上げた宿泊施設を利用した場合も対象となるのか。

本補助事業の対象の可否については、医療機関が宿泊施設との契約上、「コロナ患者に対応する医療従事者のために借上げを行っているか」を基準として判断しております。従って契約内の借上目的に合致しない場合は対象外となります。（例えば、コロナ患者に対応しない又は対応の予定がない医療従事者が宿泊した場合等）

12. 提出書類の様式はどこで入手することができますか？

大阪府のホームページの提出書類一覧からダウンロードすることができます。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/shukuhakukakuho.html>)

ダウンロードすることができない場合は、大阪府感染症対策課病院支援チーム 総合調整担当 (coronataisaku01@gbox.osaka.pref.lg.jp) までご一報ください。

13. 自院では5月から医療従事者のための宿泊施設を確保。府からの病床確保の要請は6月20日からだが、いつからが申請対象になりますか。

補助対象期間は、府から病床確保の要請のあった日以降としております。

14. 重点医療機関に指定された場合、空床補償については遡りして対象になると聞いているが、本補助金についても遡り適用されますか。

本補助金については、府から要請のあった日以降が対象期間となります。

なお、重点医療機関の遡りについては、当該指定をされた場合、過去の空床分に重点医療機関向けの単価を遡って適用するものであり、当該指定によって補助対象期間に影響するものではありません。

15. 他の補助金との併用は可能か。

他の補助金・助成金等との併用は不可としております。

16. 補助額はどう算出されるのですか？

対象となる経費は、対象となる月の宿泊施設等借上げにかかる費用ですが、1室あたり4,000円/日の基準額を設けています。

対象月の「延べ運用病床数」×従事者係数（軽症・中等症病床は3、重症病床は6）×4,000円を上限とし、実際にかかった経費と比較して低いほうの額が補助額となります。

17. 「従事者係数」はどのような根拠で決められているのですか？（中等症3／重症6）

各受入医療機関に対して行った「患者一人あたりの医療従事者数」に関する調査の結果を踏まえて、1日に軽・中等症患者1人あたり3名、重症患者1人あたり6名が宿泊していると設定しています。

18. 補助上限額までしか交付されなかった場合、医療機関が支払った額と差が発生する可能性がありますか、その場合はどうなりますか？

補助上限額での交付となった場合の差額分については、各医療機関の負担となります。

19. 申請期限に間に合わないのですが、どうすればよいですか？

できる限り早期にご相談ください。

20. 申請書（様式1号）の補助事業完了予定日は、どうすればよいですか？

完了予定日は申請対象月の月末としてください。

（複数月まとめて申請する場合は最も遅い月の末日）

21. 実績報告書の「実績等の証拠となる書類の写し」とはどのような書類のことですか？

宿泊施設等との借上げ契約書や、支払い請求書、領収証書など収支の内訳が確認できる書類のことを指します。

22. 申請単位は法人ですか、病院ですか

どちらでも構いません。

※申請内容：病院ごと、申請者：法人の代表 の場合は、名称に病院名まで記載願います。

※申請者名と振込先名義は同一であることが望ましいですが、異なる場合は、委任状を提出していただきます。（府にて参考様式あり）